

今震災での損害保険業界の取り組み

損害保険業界は東日本大震災で被害を受けた契約者に対し、迅速に保険金を支払うため、また契約者の利便を図るための種々の取り組みを行っています。被災地の避難所や市区町村役場にはこうした情報が掲載されたチラシも置いてあるようですが、その内容は震災後から日々更新され、新設されているものも。実際には(社)日本損害保険協会(以下損保協会)のHPや代理店、保険会社で最新情報の確認が必要でしょう。

5月12日現在、損保協会リリースの特例措置等の内容をまとめました。

■地震保険の契約などに関して

東日本大震災で被災して保険証券がなくなり、地震保険や火災保険をどの保険会社で契約しているかわからない方は少なくないでしょう。そこで損保協会が立ち上げたのが「地震保険契約会社照会センター」。連絡をすると契約先を調べてくれ、契約があれば契約先の損保会社から連絡が来るシステムです。

「地震保険契約会社照会センター」

0120-501331 平日の9時~17時まで

また今震災の被災者については、地震保険以外の損害保険についても5月11日から契約照会ができるように。損保協会HPあるいは各損保会社に問い合わせれば、損保協会を通じ全損保会社に照会をしてくれます。

■地震保険金の受け取りに関して

地震により被害を受けたら、建物や家財にどの程度の損害が生じているかについて、通常は調査員の鑑定を受けることになっています。ところが今回の震災では、町全体がほぼ壊滅的な状態になってしまったところもありました。そこで損保業界では、航空写真・衛星写真を用いて被災地域の状況を確認し、津波や火災によって壊滅的な被災を受けた街区(市街の一区画、ブロック)を「全

損地域」と認定、その地域に所在する地震保険契約をすべて全損認定することにしました。

通常必要な個別鑑定を受けることなく保険金が支払われるので、支払までのスピードは速まるはず。「全損地域」として認定された地域は、損保協会のHP上で随時公表されていますが、市街の一区画なので、全損地域に該当するかについては損害保険会社への確認が必要です。

また、一部損に該当する比較的小さな損害で、下表の一定条件を満たした場合には、契約者の自己申告に基づく書面調査もできるようになっています。簡単に言うと、契約者自身で書類を調べれば、鑑定人による調査を待つことなく、保険金の請求ができるというものです。

この制度が利用できる契約者の場合、損害調査のサポートを損保代理店に依頼することもできます。サポートとは、損害保険会社の指示に基づいて、代理店が契約者を訪問、建物や生活用動産の被害状況を確認・聴取のうえ写真を撮影、自己申告書を記入して署名、さらに保険金請求書を契約者に渡すなどです。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域・計画的避難地域・緊急時避難準備区域に住む契約者にも地震保険金請求についての特例措置があります。住居、家財の損害の程度を契約者自身が確認し、その状況を保険金請求書類に記入して提出すれば、地震保険金が支払われるしくみ。ただし、確認のポ

イントは建物の構造により異なるので、まずは損保会社に連絡、確認を。

5月6日現在、支払われた地震保険金の合計は約4781億円。今震災の総支払保険金は1兆円レベルと言われていますから、被災地からの保険金請求はこれからが本番でしょう。

■契約している損害保険の更新などに関して

地震、津波等が原因で住宅やクルマがなくなってしまった場合には保険を解約しましょう。保険証券がなくても手続きできます。解約する場合、災害発生日から満期までの保険料は返還されます。

今後クルマを買い直す予定があるなら、自動車保険についての「中断証明書」を損害保険会社に発行してもらいましょう。これがあると、今後10年以内にクルマを買った場合に現在の割引率が適用されます。

なお、クルマが原発事故に伴う立入禁止区域内にあるなどで使用不能となり解約する際も同様に「中断」の手続きができます。

今震災およびその後断続的に発生した地震で被災された方の契約には、損害保険の継続手続きおよび保険料払い込み猶予が受けられる特別措置もあります。2011年9月末までに手続きをすれば、その間も保険の効力は失われません。特別措置の対象には今震災で発生した福島第一原発事故での被災者も含まれます。

(クルー 清水 香)

【契約者の自己申告にもとづいた書面調査ができる条件】

(1) 木造建物

在来軸組工法の建物(一般的な木造住宅。枠組壁工法(「ツーバイフォー工法」)等の建物は除く)の損害で一部損に該当すると見込まれる場合

(2) 生活用動産(家財)

生活用動産(家財)の損害で一部損に該当すると見込まれる場合

【注1】 建物、生活用動産(家財)とも、書面による調査の結果、損害程度が一部損と認定された場合のみこの取扱いとなる。書面による調査で損害割合が半損以上となる可能性がある場合等は、現場立会調査が必要

【注2】 建物に傾きがある場合、地盤に損害がある場合、内壁および床組に著しい損傷がある場合はこの取扱いの対象外であり、現場立会調査が必要となる